

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議  
におけるこれまでの審議の整理

平成26年9月

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議



## はじめに

- 地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みとして、平成16年に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入されてから10年が経過した。この間、コミュニティ・スクールの広がりに加え、学校支援地域本部や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の取組の広がりも相まって、学校・家庭・地域の連携・協働により、子供たちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ取組が進められてきているが、各種取組に地域差があること、制度・事業等との連携が十分でないこと等が課題となっている。
- また、現在の子供たちを取り巻く教育環境は、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭の孤立化など様々な課題に直面しているとともに、学校を取り巻く環境も複雑化・困難化している状況にある。
- 本協力者会議は、困難な課題に直面している今改めて、学校・家庭・地域が連携・協働の視点を持ち、社会総掛かりで教育に取り組む必要性を共通の認識としながら、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を一層支援していくために必要な方策について、コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策を中心に審議を重ねてきた。
- 本報告は、これまでの審議の経過を整理したものであり、引き続き、コミュニティ・スクールを基盤に、学校・家庭・地域の連携・協働により子供を育てる体制の在り方や推進方策等について検討を進めていく。

## 目 次

### はじめに

#### I 現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況等

1. 現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況 . . . . . 1
2. コミュニティ・スクール等の現状と課題等 . . . . . 2
  - (1) コミュニティ・スクールの現状と課題等 . . . . . 2
  - (2) 関連する制度等の現状と課題等 . . . . . 4

#### II 学校・家庭・地域の連携・協働の検討を進める上で押さえるべき 主な動向

1. 改正教育基本法と第2期教育振興基本計画 . . . . . 6
2. 地域とともにある学校づくりの提言 . . . . . 6
3. 教育委員会制度の改革 . . . . . 7
4. 子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり  
の提言 . . . . . 7

#### III 今後の目指すべき方向性

1. 社会総掛かりでの教育の充実 . . . . . 8
2. 地域とともにある学校づくりの一層の推進 . . . . . 8
3. 学校とともにある地域づくりの推進 . . . . . 10

#### IV 今後の推進方策

1. 国における推進方策 . . . . . 11
  - (1) コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の  
一体的な推進 . . . . . 11
  - (2) 学校の組織としてのマネジメント力の強化 . . . . . 13
  - (3) 保護者や地域住民等多様な主体の参画の促進 . . . . . 14
  - (4) 協働による子供・地域の抱える課題の解決 . . . . . 16
  - (5) コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大 . . . . . 18
  - (6) 幅広い普及・啓発と戦略的な広報 . . . . . 19
  - (7) 魅力（インセンティブ）の提供 . . . . . 20
2. 都道府県・市区町村の役割と推進方策 . . . . . 21
  - (1) 都道府県の役割と推進方策 . . . . . 22
  - (2) 市区町村の役割と推進方策 . . . . . 23

<b>V</b>	<b>さらに検討していくべき事項</b>	<b>25</b>
別紙	コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的な推進の姿（イメージ図）	27
	一体的な推進に向けた段階のパターン（一例）	28
参考資料		29

## I 現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況等

### 1. 現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況

- グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、都市化・過疎化の進行やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化、格差の再生産・固定化など様々な課題に直面している<sup>1</sup>。
- 家庭を巡る状況としては、核家族やひとり親家庭、共働き世帯の増加など、家族形態の変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加、児童虐待の増加など、家庭教育が困難な現状が指摘されており<sup>2</sup>、決してこれらは一部の特別な家庭の問題ではない。
- これらの地域社会や家庭を巡る状況が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少などを背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題等が指摘<sup>3</sup>されている。また、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数等の増加など、多様な児童生徒への対応が必要な状況である<sup>4</sup>。
- 一方で、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査（TALIS）において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっている<sup>5</sup>。複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、チームとしての学校組織全体の総合力を一層高めていくことが求められている。

<sup>1</sup> 参考資料 p31～32 参照。

<sup>2</sup> 参考資料 p33～35 参照。

<sup>3</sup> 参考資料 p36 参照。

<sup>4</sup> 参考資料 p37 参照。

<sup>5</sup> 参考資料 p37 参照。

## 2. コミュニティ・スクール等の現状と課題等

### (1) コミュニティ・スクールの現状と課題等

#### <コミュニティ・スクールの現状>

- 平成 16 年に、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みとして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入され、平成 26 年 4 月現在で全国 1,919 校（4 道県 187 市区町村の教育委員会）がコミュニティ・スクールに指定されている。
- 同制度の法律上の機能としては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営及び教職員の任用に関する意見を述べるができるが、現状では、こうした機能に加えて、学校支援活動を実施している割合が約 7 割、学校評価を実施している割合が約 8 割に至る<sup>6</sup>など、各学校・地域の実情を踏まえた取組も展開されている状況である。

#### <学校運営協議会の主な役割（法律に明記された機能）>

- ・校長の作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
  - ・学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見（任意）
  - ・教職員の任用に関する教育委員会に対する意見（任意）
- （地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の 5）

#### <コミュニティ・スクールの取組例>

- ・学校運営協議会を核として様々な教育活動を展開  
学校支援地域本部、PTA 等と連携し、企画運営の核として学校運営協議会を位置づけ、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築。
- ・小中一貫教育等、学校間連携により支援体制を構築  
中学校区を学園としコミュニティ・スクール委員会を設置。各小中学校の地域住民等が学園運営について一体となって協議・支援。
- ・学校運営協議会委員による学校関係者評価を実施  
学校運営協議会委員が学校関係者評価委員を兼任し評価を実施。

#### <コミュニティ・スクールの成果>

- 平成 23 年度に文部科学省が委託した調査<sup>7</sup>の結果によると、コミュニティ・スクールに指定された学校における成果認識は以下のとおりである。

<sup>6</sup> 平成 23 年度文部科学省委託調査研究「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（日本大学文理学部）。参考資料 p48～52 参照。

<sup>7</sup> 注釈 6 参照。

- ・学校に対する保護者・地域の理解の深まり、地域と連携した取組の組織的な展開など、地域連携に関する成果認識が高く、次に、特色ある学校づくり、教職員の意識改革、学校の活性化など、学校運営における成果認識が続いている。
  - ・また、地域連携の進展、学校運営の改善が図られる中で、学力の向上や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決などの成果認識も挙げられる。特に、コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校でこれらの成果認識は相対的に高い傾向にある。
- また、「学校と学校運営協議会委員とが、学校・子供が抱える困難な課題を共有し、十分な議論を重ねることで適切な対応につながり、学校運営への信頼が向上している」、「関係者の相互理解と信頼関係の下で学校支援が充実することにより、教育の質の向上、安全・安心な教育環境の確保につながっている」、「教育委員会職員、教職員、保護者、地域住民等、学校に関わる人々の意識の変化につながっている」との意見もあった。
- さらに、最近の傾向として、中学校区を一つの運営単位（地域との連携単位）と捉えたコミュニティ・スクールが広がってきており、複数の小学校・中学校が連携して9年間を通じて子供の育ちを実現する仕組みとして有効に機能している。

### <コミュニティ・スクールの課題>

- コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識として、
- ・教育委員会や校長、教職員の理解や実践経験の不足
  - ・活動費や委員謝金等の財政負担、管理職や教職員の勤務負担
  - ・学校運営協議会の委員等の人材の育成や確保
- などが挙げられる。
- 平成23年及び25年度の両委託調査<sup>8</sup>によれば、特に、コミュニティ・スクール未指定の学校における課題認識としては、
- ・類似制度との違いが不明確、学校運営協議会の成果が不明確、すでに保護者・地域の意見が反映されているので必要ない、などの不要感のほか、
  - ・任用の意見申し出で人事が混乱しないか、学校の自律性が損なわれるのではないか、
- などが挙げられるが、これらの課題認識は、指定によって一定程度解消され

<sup>8</sup> 23年度調査は注釈6参照。平成25年度文部科学省委託調査は「コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究報告」（日本大学文理学部）を指す。参考資料 p53 参照。



る傾向も見られる。

- 上記のように、取組の目的や成果への理解不足、強い課題認識等により、警戒感・抵抗感を有することで、導入に消極的である都道府県・市町村が存在し、取組に地域差が生じている状況がある。
- このほか、学校運営協議会と学校支援地域本部等の学校支援活動を連携させたり一体的に運用したりする事例が増えている一方、両者の連携不足も指摘されている。また、一部の学校運営協議会では、システムの導入を先行させたために活動が形骸化している例もあり、取組の充実と活性化が求められる。

## **(2) 関連する制度等の現状と課題等**

### **<学校支援地域本部等の現状と課題>**

- 学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を展開するための仕組みとして、地域住民等の参画により学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」、地域住民が放課後の子供たちの教育活動を支援する「放課後子供教室」（放課後児童クラブと併せ「放課後子どもプラン」として推進<sup>9</sup>。）、土曜日の教育活動等の取組が全国で広がりつつある。平成25年度には、学校支援地域本部は公立小中学校の28%の3,527本部8,654校、放課後子供教室は公立小学校の51%の10,376教室で取り組まれ、年々増加しており、学校・家庭・地域の協働体制の構築が進んできている<sup>10</sup>。
- 一方、放課後の支援と学校支援等の連携や学校との情報共有が十分でないなどの課題があり、これらの機能を有機的に組み合わせた発展的な仕組みづくりを進めていくことが重要である。また、放課後子供教室や放課後児童クラブについては、学校施設管理上の理由から、教育委員会や学校の理解が得られない場合があるなど、教育と福祉の関係者の間に意識の壁があるのではないかとの指摘もあり、より一層の学校施設の活用促進が求められる。
- また、家庭教育支援については、家庭教育支援チームによる訪問型アウトリーチ支援などの支援を届けていく取組が広がっている<sup>11</sup>一方、家庭教育支援の仕組みについて、学校との情報共有が十分でないなどの課題があり、学校と連携するための体制づくりが重要である。

<sup>9</sup> 平成26年7月31日、更なる一体化を推進する「放課後子ども総合プラン」が通知された。

<sup>10</sup> 参考資料 p54～60 参照。

<sup>11</sup> 参考資料 p61～62 参照。

- このほか、生徒指導上の課題の解決のために、スクールソーシャルワーカーが中心になりながら、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など、地域を巻き込んだ支援を展開している事例が広がっているが、教育と福祉の関係者とが一層連携を密にし、支援体制を充実していくことが必要である。

#### ＜学校評議員制度の現状と課題＞

- 平成12年に、地域住民等の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、平成24年3月現在で80.2%の設置率となっている。
- 同制度は、校長の求めに応じ、学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を把握し反映することができる仕組みであるものの、会合開催数が年3回以下の学校が95%を超え、地域の名誉職が評議員となっているなどにより、議論が活発化せず、実質的に形骸化しているなどの指摘があった。平成25年に文部科学省が委託した調査の結果によると、半数以上の学校の校長は、学校評議員制度が形骸化していると認識していた<sup>12</sup>。

#### ＜学校関係者評価の現状と課題＞

- 平成19年に制度化された学校評価のうち、学校関係者評価は、「保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うもの」であり、学校教育法施行規則上、努力義務として規定されている。
- 学校関係者評価は、公立学校の約94%（平成23年度）で実施<sup>13</sup>されており、取組は広がっているものの、学校関係者に対して自己評価結果等の情報提供が不十分であったり、保護者からのアンケートの実施にとどまっているなど必ずしも同制度が求めている趣旨が果たされていない状況も見られ、学校と地域の人々との相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして一層の機能化が必要である。また、評価結果が教育委員会の改善・支援等に十分生かされておらず、評価の実効性に関しても課題がある。

---

<sup>12</sup> 参考資料 p63～66 参照。

<sup>13</sup> 参考資料 p67 参照。

## Ⅱ 学校・家庭・地域の連携・協働の検討を進める上で押さえるべき主な動向

- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向けた検討を進める上で、押さえるべき主な動向や提言等は、以下のとおりである。

### 1. 改正教育基本法と第2期教育振興基本計画

- 平成18年に改正された教育基本法においては、学校・家庭・地域住民等が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協働に努めるべきことが規定されている。また、教育基本法に示された理念を実現するため、第2期の教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）においては、教育行政の基本的な方向性の一つとして「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が打ち出され、その実現に向けた成果指標として、全ての学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大すること等を目指す<sup>14</sup>とされている。

### 2. 地域とともにある学校づくりの提言

- 文部科学省に置かれた「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」が平成23年7月に取りまとめた提言「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」<sup>15</sup>においては、「子どもたちの豊かな育ちを確保するために、すべての学校が、地域の人々と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校」となることを目指すべき」とされている。
- 同提言では、地域とともにある学校づくりを実現していくためには、関係者が当事者意識をもって「熟議」を重ね、「協働」して活動し、学校が組織としての「マネジメント」を備えることが鍵であり、当面、国において、以下の推進目標に基づく施策を重点的に推進することを求めている。

#### <今後の国の推進目標>

- ・今後5年間で、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ・今後の学校運営の必須ツールとして、すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施

<sup>14</sup> 参考資料 p68 参照。

<sup>15</sup> 参考資料 p69 参照。

- ・中学校区を運営単位として捉え、複数の小中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大
- ・学校内の組織運営の管理にとどまらない「マネジメント」を目指し、学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化
- ・地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

### 3. 教育委員会制度の改革

- 本年6月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）<sup>16</sup>が公布され、平成27年4月1日から施行される。新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなる。
- 今後、総合教育会議の活用をはじめ、首長と教育委員会がともに手を取りながら、子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが求められる。

### 4. 子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくりの提言

- 中央教育審議会生涯学習分科会「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」が平成26年6月に取りまとめた提言「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を形にする夢の教育～」においては、放課後や土曜日等の教育への期待等を踏まえ、子供たちが社会を生き抜く力を身に付けていくことができるよう、社会総掛かりでの教育の実現に向けて、今後、更に充実していくべき放課後や土曜日等の教育活動の基本的な方向性が示されるとともに、それらを実現する具体的方策について提言されている<sup>17</sup>。

<sup>16</sup> 参考資料 p70 参照。

<sup>17</sup> 参考資料 p71～73 参照。

### Ⅲ 今後の目指すべき方向性

#### 1. 社会総掛かりでの教育の充実

- 子供たちの健やかな成長は総ての国民の願いである。現在の学校や子供たちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題等を解決するとともに、子供たちが豊かで健やかな成長を遂げるためには、改正教育基本法の趣旨にあるように、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。
- 子供たちの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育めるものではない。地域社会とのつながりは、絆を育み、子供たちの成長に豊かさとたくましさを生み出してくれる。また、地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々にとっての夢であり希望でもある。地域社会を構成する一人ひとりが当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり、支えていく中で、大人たちもともに学び合い成長を遂げていく姿が理想である。
- このため、それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な制度や事業等を一層推進していくとともに、それらを別々に捉えるのではなく、お互いに補完し高め合う存在として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要である。
- また、自治体内の学校教育担当者と社会教育担当者との連携が十分でなく、情報や課題の共有化が図られていないなどの指摘があった。関連する取組を一体的に捉え、効果的に推進していくためには、まずは、自治体内における連携・協働の体制づくりを進めていくことが期待される。

#### 2. 地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 学校は、全ての子供が自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供にとって学校は、生活の一部と言える場所である。このことは、地域から見れば、学校は地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所ということであり、学校は地域社会の中で重要な役割を担っている。社会総掛かりでの教育の充実を図る上で、全ての学校が、地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展してい

くことが重要であり、全ての学校が「地域とともにある学校」となることを目指して、取組を推進していくことが必要である。

- 平成 23 年に示された提言<sup>18</sup>では、現行の制度体系下において、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、地域とともにある学校づくりのための有効な仕掛けであるとしている。コミュニティ・スクールは、学校運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものと評価できる。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識を高め、教職員の意識改革、ひいては組織としての学校の力を高めることにつながる。また、保護者や地域住民においては、学校運営及びその成果について自分たちも共同責任を負っているという自覚と意識を高めることにつながる。
  
- このため、関連する制度や事業等を一体的に捉えるに当たって、その中核にコミュニティ・スクールを据え、また、チームとしての学校運営を支える基盤として、コミュニティ・スクールの設置促進を図っていくべきである。
  
- なお、上記提言では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」「協働」「マネジメント」の3つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠かせない機能として、再認識していく必要がある。

#### ＜地域とともにある学校の運営に備えるべき機能＞

- ①関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねること。
- ②学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってともに「協働」して活動していくこと。
- ③その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

<sup>18</sup>「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」(平成 23 年 7 月 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議)。

### 3. 学校とともにある地域づくりの推進

- 学校と地域の関係を捉えていく上で大切な視点は、学校が「子供の学びの場」にとどまらず、「大人の学びの場」でもあり「地域づくりの核」にもなるという視点である。学校を核として、地域に住む人々が集い、つながり、活動していく中で、互いに自立し、助け合い、励まし合い、よりよく成長していくための地域コミュニティが活性化し、再構築につながっていくことが期待される。学校を核として地域の人々がつながることは、地域の絆をつなぎ、地域の未来をつなぐことになる。
- このため、コミュニティ・スクールを基盤として、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化を図る「学校とともにある地域づくり」を促進していくという大きな広がりを持って、地域との協働や学校運営を捉えていくことが重要である。
- すなわち、一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、コミュニティ・スクールを通じて、学校と地域が膝を合わせて、互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していくとともに、子供たちも総合的な学習の時間等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。まずは、全ての学校において、学校の場所や施設等を積極的に開放していくことによって、地域の人々が集い、つながり、学び合う「場」とすることから始めることが期待される。

## IV 今後の推進方策

- 今後の目指すべき方向性を実現するための方策として、本会議では、コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策を中心として審議を重ねた。審議の中で出された推進方策として、有効と考えられる方策の例は以下のとおりであり、引き続き、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するために必要な方策について、具体的な検討を進める必要がある。

### 1. 国における推進方策

#### (1) コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- コミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、学校と地域の信頼関係や協力関係が築かれていることが重要であり、学校と地域の協働体制の構築と一体で普及・拡大することが効果的である。学校運営協議会の機能として学校支援活動を実施していくことによって、学校運営の改善や児童生徒の変容等の成果認識に結びつきやすい傾向もある<sup>19</sup>。すなわち、学校と地域とが、共通の課題意識や目標等を共有するだけでなく、設定した目標の達成に向かって、ともに前進し行動している実感が、当事者意識やモチベーションの向上につながり、学校はよりよく発展していく。
- 地域住民等の学校運営への参画を促す学校運営協議会と、地域住民等の参画により教育活動を支援する学校支援地域本部等の取組とは、ともに学校・家庭・地域の連携・協働によって社会全体の教育力の向上を図る仕組みであり、学校運営協議会が法律上有している役割の重要性を踏まえた上で、既に両者の仕組みを有している地域においては、それぞれの強みを生かしながら、一体的に取組を推進していくことが期待される。また、いずれかの仕組みを有している地域においても、学校運営協議会から教育活動を支援する取組への発展、学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展を促すことにより、一体的に取組を推進していくことが期待される。
- さらに、学校関係者評価についても、学校運営協議会の機能の一つとして位置づけ実施していくことによって、学校と地域の人々との双方向のコミュニケーションが深まり、学校運営の改善のサイクルが有機的に機能していくことが期待される。

<sup>19</sup> 注釈5の調査において、学校運営協議会法定外(権限外)活動の実態と成果認識の関係について調査。参考資料 p49 参照。



### <一体的な姿のイメージ>

- 一体的な推進の姿としては、以下のイメージが考えられるが、実際の取組においては、これに限らず、各々の学校・地域の実情等に応じ、柔軟かつ発展的に検討していくことが重要である。(別紙「コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的推進の姿(イメージ図)」及び「一体的な推進に向けた段階のパターン(一例)」参照)

- ・ 学校運営協議会委員として、PTA関係者や地域コーディネーター等、家庭・地域の代表が参画し、子供の教育に関する課題・目標等を共有するとともに、連携・協働体制を構築。
- ・ 法律上の学校運営協議会の役割である、学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見などに加え、学校関係者評価の実施や、学校支援等の連携・協働による支援活動等の総合的な企画を実施。
- ・ 学校運営協議会において、学校評価の結果を踏まえた改善意識を共有。
- ・ 学校運営の改善等に向け、共通したビジョンをもちながら、PTAや地域コーディネーター等が主体となって、教育活動支援、土曜・放課後等の活動支援、子供・家庭支援の取組など各々の組織・場で取組を実践。

- 学校支援地域本部では、地域コーディネーターを配置し、学校の課題や要望等を踏まえた具体的な活動プログラムの企画等を行うこととなっており、一体的推進の一方策として、地域コーディネーターが、学校運営協議会に参画することは有効である。また、各学校区又は学校支援地域本部ごとに、自治会や地域の各種団体の代表者、PTA、教職員等からなる協議会を設置している例も見られ、これを学校運営協議会と一体化したり、学校運営協議会に発展させたりすることで、学校支援活動の充実とともに、学校運営の改善につなげることも期待される。
- また、学校運営協議会に、放課後児童クラブや放課後子供教室の関係者、福祉の関係者やスクールソーシャルワーカー、家庭教育支援の関係者等が参画し、共通の課題認識を持つことにより、学校運営の改善のみならず、放課後支援や家庭教育支援等の取組の充実につながることも期待される。
- 具体的な実効性を確保するために、例えば、教育委員会の定める学校運営協議会の規則に、学校支援や学校評価の部会、企画推進委員会などを設置できる規定を盛り込む等により、学校運営協議会で課題や目標等を共有

した上で、学校支援の活動等を企画し、部会等の活動に反映するなど、両者を一体として効率的・効果的に運用する方法も考えられる。

- なお、一体的な取組を推進する上で、各々の取組が適切に行われているかどうか、学校運営のP D C Aサイクルが適切に機能しているかどうかを意識し、学校運営の改善・充実を着実に果たしていくことが重要である。また、各々の権限・機能を超えて一体的な推進を図るためには、教育委員会が関係する組織・団体等と連携・協働体制を確立し、教育委員会が、学校や学校運営協議会委員等に対して目指すべき姿を示し、イニシアティブを発揮していくことが望まれる。

### ＜一体的に推進することで期待される効果＞

- 関連する制度・事業等を一体的に推進することにより期待される効果としては、以下の効果が挙げられる。

(例)

- ・ 学校運営の改善と教育支援活動等の充実の双方向・協働型の取組の推進
- ・ 学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- ・ 子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり
- ・ 教育支援活動等を通じた、日々の教育活動や子供への理解の深まり、課題解決の実践
- ・ 学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開
- ・ 学校運営の改善を果たすP D C Aサイクルの確立

### (推進のための具体的方策)

- ・ 現場裁量による柔軟な制度設計を実現するための学校運営協議会と学校支援地域本部等の支援制度（補助金）の一体化
- ・ 学校運営協議会と学校支援活動、放課後支援活動、家庭教育支援活動等の一体的な取組イメージや具体的な運用手順等の提示
- ・ 学校運営協議会と学校関係者評価の一体的な運用方法の提示（効果的・効率的な実施手法の普及、成果普及、理解増進等） など

## (2) 学校の組織としてのマネジメント力の強化

- コミュニティ・スクールをはじめ、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、各学校が保護者や地域住民等に対する説明責任を果たし、地域の人々から一層信頼される学校運営を進めていく必要がある。

- 校長をはじめ、教職員は異動していくため、教職員全体にコミュニティ・スクールに対する理解・意識が行き渡らず、学校間に意識の差があるといった指摘があった。また、コミュニティ・スクールが、チームとしての学校の総合力を高め、学校を一層活性化させるための基盤となることを、学校全体の共通認識としていく必要があるとの指摘もあった。
- 学校が組織としての力を最大限発揮し、地域との一体的な取組を推進していくためには、学校運営の責任者である校長（管理職）の「マネジメント力」<sup>20</sup>が重要となる。このため、例えば、学校経営の基準として、コミュニティ・スクールの視点を位置付け、管理職等の研修を充実するなど、マネジメント力をもった管理職等の育成を進めていくことが必要である。
- また、学校運営が個人の能力に依存するのではなく、学校が組織として力を発揮していけるよう、教職員の負担軽減の視点を持ちながらも、地域とともにある学校づくりに教職員全体が関わるという意識を醸成するとともに、教職員に対する研修等の在り方を検討することが必要である。
- さらに、教職員等の体制として、地域との連携・協働の担当教職員の配置や、地域連携の業務の校務分掌への位置づけを促すとともに、事務機能の強化を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。

#### （推進のための具体的方策）

- |   |           |
|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職等学校のマネジメント力向上のための研修機会の充実に対する支援</li> <li>・教員研修センター等におけるマネジメント力向上のための研修プログラムの充実（管理職層、ミドルリーダー層、学校事務職員）</li> <li>・学校の教員と事務職員が果たすべき役割・標準職務の明確化</li> <li>・学校組織における学校と地域をつなぐコーディネーター機能の位置づけ・役割の明確化</li> <li>・事務の共同実施など事務機能の強化の促進</li> </ul> | <p>など</p> |
|---|-----------|

### （3）保護者や地域住民等多様な主体の参画の促進

- コミュニティ・スクールをはじめ、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、保護者や地域住民の側にも、自らが学校の運営に

<sup>20</sup> 平成 23 年に示された提言（注釈 18）において、「地域とともにある学校」では、学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域の人々と一体となった取組を進め、成果を上げることができる力を、学校が備えるべき「マネジメント力」と捉えるべきである旨が示されている。

積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をよりよいものにしていくという意識を高め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが求められる。

- 例えば、幼児期から中学校卒業程度までの子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みを県全体に促進するなど、学校を核として、地域の様々な人材や資源を結びつける動きが各地で広がっている。保護者や地域のボランティア等個人としての関わりにとどまらず、自治会やPTA、おやじの会等の地域の団体や、企業、大学、NPO等、地域の多様な主体との連携を深めることにより、地域とともにある学校づくりに対し、参加から参画へ、協力から協働へと、具体的な行動を働きかけていくことが求められる。
- また、中央教育審議会生涯学習分科会「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」がまとめた提言では、子供たちの豊かな学びを実現するための様々な方策が示されている。社会総掛かりでの教育を充実するという大きな理念の下、上記提言で示された推進方策も含め、学校・家庭・地域の連携・協働を推進する各種の取組が総合的に行われることが期待される。
- さらに、コミュニティ・スクールが継続的・安定的に発展し活性化していくためには、関係者間で思いや課題意識を共有し、学び合う中で、コミュニティ・スクールの文化を地域に定着させていくことが重要であり、学校の教職員や学校運営協議会委員、地域コーディネーター等の関係者による研修の機会を充実していくことが必要である。
- このほか、地域の人々が日常的に学校に関わる状態をつくるという視点から、様々な地域で、学校内に、地域交流室やコミュニティハウスといった地域やNPOが運営する公設民営的な空間を設ける動きもある。学校を地域活動の「場」とすることで、情報と人が集まり、そこから学校への参画が広がることも期待されることから、既存の学校施設において、学校と地域が共用できるスペースを設けたり、学校施設と他の公共施設等とを複合化することも、有効な方策であると考えられる。

#### (推進のための具体的方策)

- ・学校、地域の関係者を広く集めた地域とともにある学校づくりフォーラムの開催

- ・学校と地域をつなぐコーディネーターの育成・機能強化等
- ・学校・家庭・地域の連携協働の中核となる人材育成プログラムの開発
- ・学校運営協議会委員やコーディネーター等の研修機会の充実に対する支援
- ・余裕教室等の活用促進 など

#### (4) 協働による子供・地域の抱える課題の解決

- I. で述べたとおり、いじめや暴力行為等の問題行動の発生や不登校等への対応など、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しているとともに、子供たちを取り巻く地域や家庭の状況も大きな課題に直面している。
  
- このような困難な状況に直面した時こそ、学校は保護者や地域の人々と直面している課題を共有し、力を結集して学校運営を進めていくことが重要であり、学校運営協議会を通じ、関係者が課題意識を共有した上で、地域でどのように解決していくか熟議を重ね、学校・家庭・地域の協働により課題解決に向けた取組を推進していくことが求められる。
  
- このため、コミュニティ・スクールにおける取組の発展の形として、保護者や地域のボランティア等個人としての連携・協働にとどまらず、専門的な機関や企業・団体、大学等、多様な主体が参画することにより、課題解決に向けた取組をより効果的なものとすることも期待される。また、新たな教育委員会制度において設けられる総合教育会議を活用しつつ、教育委員会と首長部局との協働による課題解決の取組を推進していくことも期待される。
  
- 以下、想定される取組のイメージを示す。なお、現状において、全てのコミュニティ・スクールでこうした取組を実践できる体制が整っているとは言えないが、首長部局等との協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、これからの一つの発展のモデルとなり得るものである。今後、首長部局等との協働による地域とともにある学校づくりの在り方については引き続き検討していく必要がある。

#### <教育と福祉との連携・協働による取組のイメージ>

- 具体例として、コミュニティ・スクールをベースとし、不登校の課題について学校と地域が協議を重ね、福祉部局やスクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、不登校の子供の居場所づくりが進められてきた事例がある。また、生徒指導上の課題の解決のために、スクールソーシャルワーカーが中心になりながら、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会

など、地域を巻き込んだ支援を展開している取組や、家庭教育支援チームによる訪問型アウトリーチ支援などの支援を届けていく取組が広がっており、そうした取組とコミュニティ・スクールとの連携も期待される。

- このため、例えば、学校が抱える課題や推進する目標に応じて、学校運営協議会に、福祉部局等や関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援チーム等の関係者の参画を得ることで、より実践的な意見を得るとともに、各々の役割分担を意識した形で課題解決に向けた連携・協働の道筋を拓くことで、総合的な支援につなげることが期待される。なお、個別具体的な課題について協議する際には、児童生徒等のプライバシーに十分配慮することが求められる。

#### ＜教育とまちづくり部局等との連携・協働による取組のイメージ＞

- 具体例として、コミュニティ・スクールをベースとし、ふるさとの未来を託せる人材の育成を目標に、学校と地域が協議を重ね、村役場や農協等の関係機関等との連携を図りながら、村の特産物生産の体験学習や、村の課題を知り探求する学習等を取り入れている事例がある。また、子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して、学校の代表や保護者のほか、町役場や農協、漁協、森林組合、商工会等の各種団体等が参画した協議会を設け、地域の愛着を育む取組や子供の想いを実現する取組、農村つながり体験等の取組を展開している事例もある。
- 人口減少等による地域コミュニティの衰退という待ったなしの課題に対して、教育委員会・学校と首長部局のまちづくりや商工労働部局等の関係者が、地域と地域の将来を担う子供たちの将来像を共有した上で、協働により、地域の愛着を育む学習や地域課題解決型の実践的なキャリア教育を企画・実施していくなどにより、活力ある学校づくりと地域の活性化を図っていくことが期待される。

#### (推進のための具体的方策)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・首長部局等との協働による課題解決学校モデルの構築（実証研究等の実施）</li><li>・多様な機関・団体等との協働による課題別・地域別の取組事例の収集・普及</li><li>・首長部局等との協働による地域とともにある学校づくりの在り方の検討<br/>など</li></ul> |
|--|

## (5) コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- コミュニティ・スクールのほかにも、学校支援地域本部、学校評議員、学校関係者評価など、地域の人々による学校運営への関わり方には様々な形がある。なかでも、学校評議員など趣旨が重なる制度が並立しているという印象から、コミュニティ・スクールに対する不要感を抱く学校もある一方、現行の学校評議員の仕組みに対して形骸化を指摘する声もある。会議においては、地域社会と一緒に子供を育て、地域社会の問題も一緒に考えていく時代となっている今、形骸化した学校評議員の発展的解消も含め、制度を見直す必要性について指摘があった。他方で、既に学校評議員としての合議体を形成しており、すぐにでも学校運営協議会に移行できるケースもあり、学校評議員会から学校運営協議会への発展を促していくことが必要であるとの意見もあった。
  
- 各地域・学校を取り巻く環境や実情は多様であり、今後のコミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、関係する制度・事業等を一体的に捉える中で、地域の独自性を発揮した多様性のあるコミュニティ・スクールの体制構築を進める必要がある。
  
- その際、コミュニティ・スクールの設置に伴い学校評議員を置かないなど、それぞれの学校の実情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要である。また、コミュニティ・スクールをすぐに導入できない学校においては、学校評議員の合議体を形成し、学校運営全般への参画を促すなど、より機能化・活性化させることで、コミュニティ・スクールへの発展の道筋を拓くことが期待される。今後、これらの観点も含め、学校評議員制度の在り方についても、更に検討することが必要である。
  
- なお、類似制度の導入により、コミュニティ・スクールへの不要感を指摘する声に対しては、同制度の付加価値や成果等について丁寧に説明し理解を促していくことが必要である。例えば、自治体独自の学校と地域の連携組織についても、取組を充実する中で、学校運営への参画を促していくことが重要である。
  
- また、コミュニティ・スクールの権限の一つである「教職員の任用等に関する意見」に対する抵抗感を指摘する声に対しては、まずは、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築を目指し、任用等に関する意見を主活動に位置づけられない運用から始めるなど、段階的に発展していく姿を示すことも考えられる。

### (推進のための具体的方策)

- ・学校評議員、学校関係者評価委員会、学校支援地域本部等の発展型の提示  
(既存の仕組みを機能化し組み合わせることで、学校運営のPDCAサイクルを実現)
- ・コミュニティ・スクールの多様な形態の事例収集・整理
- ・学校運営協議会によらない形で保護者、地域住民等が学校運営に参画する体制を構築しているケースの把握・整理
- ・「コミュニティ・スクール設置の手引き」の改訂・普及(再掲)  
(弾力的な運用の考え方等の整理)
- ・学校評議員制度の在り方の検討 など

### (6) 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- I 2 (1) コミュニティ・スクールの課題にも挙げたとおり、コミュニティ・スクールへの不要感、不安感等を指摘する学校があるとともに、導入に対する強い警戒感・抵抗感により、導入に消極的である都道府県・市町村が存在する。このため、今後、コミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、制度の意義や成果等に対する理解を促すとともに、これらの課題意識を解消し、不要感を必要感に変えるための効果的な働きかけ、戦略的な広報に力を入れていく必要がある。
- 特に、コミュニティ・スクール指定の決め手として「教育委員会からの働きかけ」を指摘する学校は約8割と、教育委員会のスタンス、とりわけ、教育長のスタンスが鍵となる。コミュニティ・スクールは、組織としての学校の意識・力を高め、学校運営の改善等を果たす上で有効な仕組みであり、学力の向上、不登校の減少、家庭における学習・生活習慣の定着などの様々な課題の解決に生きてくる仕組みであることを、教育長にもしっかりとPRしていく必要がある。
- このため、全国都道府県教育委員会連合会や全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会、全国コミュニティ・スクール連絡協議会など、関係団体等とも連携を図りながら、コミュニティ・スクールの推進する運動のネットワーク化を促進していく必要がある。
- また、学校支援地域本部や放課後子供教室の取組など、すでに学校と地域の協働体制を構築している学校に対し、コミュニティ・スクールへの発展の



必要性や効果等の理解を求めていくなど、積極的な働きかけを行っていくことが必要である。

- さらに、町村の深刻な課題は、人口減少により地域コミュニティが成立しなくなりつつあることであり、そうした地域でコミュニティ・スクールを導入することで、コミュニティの再生、地域おこしにつながることから、市民参画の有効なツールとして、首長にも働きかけ、首長と教育委員会と一緒に進めていくという視点が求められる。

#### (推進のための具体的方策)

- ・ 学校教育・社会教育の組織横断による全国フォーラム等の開催
- ・ 各都道府県等の開催する推進フォーラム等への支援（制度等活用説明会の拡充等）
- ・ コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター<sup>21</sup>）による伴走型支援
- ・ 関係団体等との連携による首長、教育長への働きかけの促進
- ・ コミュニティ・スクールの意義・成果等の積極的な発信
- ・ 「コミュニティ・スクール設置の手引き」の改訂・普及  
（具体的な運用手順や成果、好事例の掲載等） など

#### (7) 魅力（インセンティブ）の提供

- コミュニティ・スクールの導入に際しては、会議の開催そのものの業務のほか、学校運営協議会委員との連絡調整や協議事項等の調整など、運営に係る様々な業務が生じる。同制度を導入することによって、教職員が子供と向き合う時間が増えたという成果認識の声がある一方、管理職や教職員の勤務負担が増えるという課題認識も多く、導入への足かせになっている。また、活動費や委員謝礼の支弁が困難だと課題認識もある。
- コミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、教職員の勤務負担を軽減し、継続的・安定的な運営を可能とするためのインセンティブが必要であり、教職員等体制の整備などの人材面や財政面での支援を講じていく必要がある。導入の状況には地域差もあることから、とりわけ、未導入の地域を中心とした支援を着実に推進するとともに、導入して間もない地域についても支援策を講じていくことが必要である。

<sup>21</sup> CSマイスター：コミュニティ・スクールを導入しようとする教育委員会や学校等に対して、継続的できめ細かな支援・助言を行う推進員。コミュニティ・スクールの導入や実践経験のある元校長や教育長、学校運営協議会委員等に委嘱。CSはCommunity Schoolの略。

- また、具体例として、学校運営協議会の運営に係る様々な業務を専ら担う地域人材（当該事例では「CSコーディネーター」という名称）を置くことで、学校の教職員の負担を軽減し、持続可能な体制づくりを進めている事例もある。人材面での支援策の一環として、こうした人材の配置も検討していく必要がある。
- このほか、コミュニティ・スクールを円滑に運営し継続性を確保するため、学校運営協議会の下に、協議事項の調整や議事録の作成等の運営に係る業務を担う運営部会を設けたり、一部の委員に負担が生じないように、委員全員で業務を分担する工夫も考えられる。

### （推進のための具体的方策）

- ・ 教員が子供に向き合う時間を確保するための教職員等体制の整備充実（事務の共同実施やコミュニティ・スクールへの教職員の加配措置等）
- ・ コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う「CSディレクター」（仮称）の配置
- ・ コミュニティ・スクールの継続的・安定的発展を支援するための財政的な措置（コミュニティ・スクール導入を目指す地域における運営体制づくりの支援、コミュニティ・スクールの取組の充実を図るための支援の充実）
- ・ 学校支援地域本部や放課後子供教室などの取組に対する支援の充実
- ・ 学校裁量の拡大のための好事例の普及等（教員公募制等人事面での裁量拡大、用途を特定しない裁量的経費等予算面での学校裁量の拡大） など

## 2. 都道府県・市区町村の役割と推進方策

- コミュニティ・スクールは、学校と地域の協働により、組織としての学校の意識・力を高め、学校運営の改善・充実や地域コミュニティの活性化等につながるものであり、今後、各都道府県・市区町村の教育行政部局において、一層の拡大・充実が必要との認識に立ち、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められる。
- 会議では、教育長をはじめとする教育委員会関係者や学校の管理職こそが、コミュニティ・スクールとして地域の参画を得ることが学校運営の改善、教育改革の実現のための大きな力となるというビジョンを自らの言葉で語り、学校や地域の理解を得るためにリーダーシップを発揮することを期待した

いとの見解もあった。コミュニティ・スクールに対する不要感や不安感等の課題認識は、指定により一定程度解消される。課題認識を乗り越え、その先に視点を持って一步を踏み出すことを期待したい。

### (1) 都道府県の役割と推進方策

- 都道府県においては、広域人事など市区町村間の調整や小規模市町村に対する支援にその役割を重点化し、市区町村の自主性を尊重しつつ、義務教育の質の保証・向上に責任を果たしていくことが求められる。
- その前提の上で、都道府県の中には、教育の振興に関する基本計画にコミュニティ・スクールの推進目標を掲げ、域内市町の教育委員会や学校関係者等を対象とした協議会を開催したり、学校経営の基準として、コミュニティ・スクールの視点を位置付け、新任校長の研修等の充実を図るなど、コミュニティ・スクールの設置を積極的に推進しているところがあるが、その取組は一部にとどまっている。
- 一方、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援等の取組を推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、都道府県等（政令市・中核市を含む。）に対し、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、コーディネーター等の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、教育支援活動等の総合的な推進を図ることを求めている。このことから、都道府県においては、コーディネーターや教員、行政職員を対象にコーディネートスキルアップ研修を実施したり、企業・大学、NPO等と連携した「教育支援コーディネーター・フォーラム」を開催したりするなど、積極的な研修が行われている。
- 今後、都道府県においては、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」（仮称）等の開催により、域内市区町村の教育委員会や学校関係者等に対し、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとともに、域内の学校運営協議会委員や学校の管理職等への研修会の企画・実施、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成及び配置とその積極的な評価などを推進することが求められる。
- また、自治体内の学校教育担当者和社会教育担当者との連携を密にしながら、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的な取組を促すとともに、地域コーディネーター等地域関係者と学校運営協議会委員等の研修を合同で開催するなど、関係者がともに学び合い、課題や目標等を

共有し、ネットワークを深めることができる機会を充実していくことが求められる。

### (推進のための具体的方策)

- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の設置促進とその一体的な推進に向けた自治体内の連携の強化
- ・都道府県としての地域とともにある学校づくりの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」(仮称)の設置  
※学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・域内市区町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発(域内市区町村教育委員会や学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(仮称)の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など)
- ・学校運営協議会委員や学校・地域関係者等の研修の充実  
※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修の充実 など

## (2) 市区町村の役割と推進方策

- 子供たちの最も身近なところで教育活動を担っているのは学校であり、市区町村である。市区町村においては、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、保護者・地域との連携・協働が進んでいない学校に対し、コミュニティ・スクールの設置を促し支援することが求められる。保護者や地域住民に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要である。
  
- また、都道府県と同様、自治体内の学校教育担当者と社会教育担当者との連携を密にしながら、まずは学校支援地域本部や放課後子供教室等、学校と地域の協働体制の構築から始め、学校運営への参画に発展していく、あるいは、学校評議員を機能化・活性化し学校運営への参画に発展していくなど、コミュニティ・スクール等地域とともにある学校づくりを推進していくことが求められる。
  
- このため、保護者・地域との連携・協働が進んでいない学校においては、国による実践研究の支援を積極的に活用するなどにより、学校と地域の人々との熟議を重ね、校内及び地域の協働体制づくりを進めることが求められる。

- なお、中学校区内の複数の学校が連携した運営体制は、地域とともにある学校の運営体制としてふさわしいものと考えられる。このため、コミュニティ・スクール等地域とともにある学校づくりの推進に当たっては、中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

#### (推進のための具体的方策)

- ・ コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の設置促進とその一体的な推進に向けた自治体内の連携の強化
- ・ 学校関係者、地域関係者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催など）
- ・ コミュニティ・スクール未導入地域における国の支援事業の積極的活用（学校と地域の協働体制づくりの推進、事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・効率的な校内体制の整備等）
- ・ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・ 地域人材や保護者等の参画促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進（自治会、PTA、婦人会、青少年団体、NPOなど地域組織との連携）
- ・ 学校の裁量で支出できる運営経費の措置 など

## V さらに検討していくべき事項

- 「地域とともにある学校」の実現に向けて、引き続き、以下の検討事項を中心に、更なる検討を進めていくことが必要である。

### <学校のマネジメントの在り方>

- 「地域とともにある学校」を担う管理職、教職員の育成・確保をいかにしていくべきか。

- ・管理職のマネジメントの在り方（教職員の負担軽減も含む）
  - ・教職員の育成等の在り方
- 等について検討が必要である。

- 関連する意見として、学校のマネジメント強化の観点から、管理職の試験においてコミュニティ・スクール等の理解を促す必要があるとの意見や、教職大学院の教員養成課程において、コミュニティ・スクールをはじめ、学校と地域の連携・協働に関する学びの充実が必要であるとの意見もあった。

- 現在、中央教育審議会において、これからの教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について審議がなされており、今後の検討に当たっては、同審議会の審議との接続に留意が必要である。

### <類似制度等の機能化の在り方>

- 類似制度等について、「地域とともにある学校」を進める上で、効果的・効率的な在り方はどのようなものか。

- ・学校評議員制度、学校関係者評価など、類似制度等の機能化・活性化のための推進方策
- 等について検討が必要である。

### <学校・家庭・地域の三者協働の推進体制等の在り方>

- 学校・家庭・地域の三者の協働を一層推進していく上で、また、チームとしての学校を支える基盤として、学校運営協議会制度はいかにあるべきか。

- ・三者協働の基盤となる学校運営協議会の在り方
  - ・学校間、学校段階間の連携を推進する上での学校運営協議会の在り方
- 等について検討が必要である。

- 関連する意見として、学校運営協議会と学校支援や学校関係者評価等が実態として一体的に動くよう学校運営協議会制度の在り方の検討が必要である。